○国土交通省告示第千三十七号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月六日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第M―144号	洗浄機	HY―OTAC Mark Ⅰ D K―A型	新倉工業株式会社	東京都品川区東五反田二丁目14番18号
第M―145号	〃	HY―OTAC Mark Ⅰ D K―B型	〃	〃
第M―146号	〃	HY―OTAC Mark Ⅰ D K―C型	〃	〃
第M―147号	〃	HY―OTAC Mark Ⅱ D K―A型	〃	〃
第M―148号	〃	HY―OTAC Mark Ⅱ D K―B型	〃	〃
第M―149号	洗浄機（予備洗浄装置を構成するもの）	ケミタック CT CM―40―A1	〃	〃
第M―150号	〃	ケミタック CT CM―40―A2	〃	〃
第M―151号	〃	ケミタック CT CM―40―A3	〃	〃
第M―152号	〃	ケミタック CT CM―40―A4	〃	〃
第M―153号	〃	ケミタック CT CM―40―B1	〃	〃
第M―154号	〃	ケミタック CT CM―40―B2	〃	〃
第M―155号	〃	ケミタック CT CM―40―B3	〃	〃
第M―156号	〃	ケミタック CT CM―40―B4	〃	〃
第M―157号	〃	ケミタック CT CM―50―C1	〃	〃
第M―158号	〃	ケミタック CT CM―50―C2	〃	〃
第M―159号	〃	ケミタック CT CM―50―C3	〃	〃
第M―160号	〃	ケミタック CT CM―50―D1	〃	〃
第M―161号	〃	ケミタック CT CM―50―D2	〃	〃
第M―162号	〃	ケミタック CT CM―50―D3	〃	〃
第M―165号	洗浄機	HY―OTAC Mark Ⅲ I T―C型	〃	〃
第M―169号	洗浄機（貨物艙原油洗浄設備を構成するもの）	HY―OTAC Mark Ⅲ I T―C50型	〃	〃
第M―175号	洗浄機（予備洗浄装置を構成するもの）	HY―OTAC Mark Ⅲ I TC―40―C1	〃	〃
第M―176号	〃	HY―OTAC Mark Ⅲ I TC―40―C2	〃	〃
第M―177号	〃	HY―OTAC Mark Ⅲ I TC―40―C3	〃	〃
第M―178号	〃	HY―OTAC Mark Ⅲ I TC―40―C4	〃	〃
第M―193号	洗浄機（貨物艙原油洗浄設備を構成するもの）	Hy―OTAC MARKⅡ D K―AN	〃	〃
第M―194号	〃	Hy―OTAC MARKⅡ D K―BN	〃	〃
第M―221号	洗浄機（予備洗浄装置を構成するもの）	HY―OTAC Mark Ⅲ IT C―40―C5	〃	〃
第M―222号	洗浄機（貨物艙原油洗浄設備を構成するもの）	Hy―OTAC Mark5―B型	〃	〃

○国土交通省告示第千三十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年十月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5175号	信号灯（携帯式）	SPM―L01	株式会社湘南工作所	東京都大田区大森西６丁目５番３号

○近畿地方整備局告示第二百三十七号

次の道路に共同溝を建設するので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第五条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月二十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	九号	京都市右京区西院南高田町一九番一から同市西京区桂徳大寺北町一番まで

○九州地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十三日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦